

○山梨県警察安全相談管理システム運用要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕
〔 例規甲（総セ）第 1 4 0 号 〕

山梨県警察安全相談管理システム運用要領

第 1 目的

この要領は、山梨県警察安全相談管理システム（以下「相談システム」という。）の運用について必要な事項を定めるとともに、受理した警察安全相談の適正な管理と情報の共有により、効率的な相談業務の遂行を図り、もって犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。

第 2 運用体制

1 業務主管課長

- (1) 相談システムの業務主管課長は、総務室総務課長とする。
- (2) 業務主管課長は、相談システムに関する事務を総括し、その適正かつ円滑な運用を図るものとする。

2 運用管理者

- (1) 相談システムを使用する所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、相談システムの運用に係る個人情報の適正な取扱いなど所属における相談システムの適正かつ円滑な運用を図るものとする。

3 運用管理補助者

- (1) 運用管理者の下に運用管理補助者を置き、次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、運用管理者を補佐するとともに、所属の職員に対し登録要領、情報の保護等についての教養を行うものとする。

第 3 運用時間

相談システムの運用時間は、原則として 24 時間とする。

第 4 機能

相談システムの機能及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 相談登録機能

ア 新規相談の仮登録（修正）

職員が新規受理した相談に係る相談者、相談内容、措置内容等を仮登録（修正）するもの

イ 措置の経過の仮登録（修正）

登録された相談のうち、継続対応中の相談に係る追加情報を仮登録（修正）するもの

ウ 仮登録中の相談又は措置の経過の本登録（削除）

仮登録された相談又は措置の経過を本登録（削除）するもの

(2) 相談情報検索機能

登録された相談情報の一覧又は詳細を表示するもの

(3) 出力（印刷処理）機能

登録された相談に係る警察安全相談記録簿及び措置の経過を出力するもの

(4) 管理機能

登録された相談の警察安全相談管理簿及び継続警察安全相談点検簿並びに統計を出力するもの

(5) 警察庁報告機能

登録された相談に係る警察庁送付用CSVデータを作成するもの

第5 アクセス権者等

相談システムのアクセス権者及びアクセス範囲は、別表のとおりとする。

第6 職員の遵守事項

職員は、相談システムの運用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運用管理者及び運用管理補助者の指示に従い、相談システムの適正な利用に努めること。
- (2) 自己のユーザID及びパスワードを他の者に利用されることのないよう厳重に管理すること。
- (3) アクセス権者以外の者は、不正にアクセスしないこと。
- (4) アクセス権者は、相談業務以外の目的でアクセスしないこと。
- (5) 相談システムに登録された情報は、高度な個人情報であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の保護に努めるとともに、その取扱いについて特に留意し、保密の徹底に努めること。
- (6) 相談システムからのデータの出力及び印刷は、業務に必要な範囲で必要最小限にとどめること。

第7 その他

- 1 警察安全相談の業務の取扱いについては、山梨県警察安全相談業務実施要領の制定について（令和3年12月20日付け、例規甲（総セ）第36号）に定めるところによる。
- 2 相談システムの運用については、この要領に定めるもののほか、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号）、山梨県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第12号）及び山梨県警察の警察情報管理システム運用要領の制定について（平成30年3月14日付け、例規甲（情管シ）第3号）の定めるところによる。